

○浅麓環境施設組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和39年3月19日

条例第5号

改正 昭和43年2月20日条例第4号
昭和43年8月9日条例第2号
昭和45年8月12日条例第2号
昭和48年3月2日条例第2号
昭和48年8月10日条例第7号
昭和50年2月24日条例第2号
昭和53年3月4日条例第2号
昭和56年2月27日条例第2号
昭和57年10月1日条例第1号
昭和59年3月2日条例第2号
昭和63年2月29日条例第4号
平成3年3月12日条例第2号
平成6年3月29日条例第2号
平成19年3月2日条例第1号
平成22年3月10日条例第1号
令和3年8月12日条例第4号
令和5年2月13日条例第2号

(報酬)

第1条 組合の特別職の職員(組合長、副組合長を除く。以下この条において同じ。)の報酬は、別表のとおりとする。

- 2 組合長及び副組合長の報酬は、支給しない。
- 3 特別職の報酬は、その職についての日から支給し、その職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、その年度の初日から支給するとき以外のとき、又はその年度の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その年度の現日数を基礎として日割りによつて計算する。ただし、算出した報酬の額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を四捨五入するものとする。

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、小諸市特別職の職員等で常勤の者の旅費に関する条例(昭和32年小諸市条例第19号)の規定に基づいて支給する旅費の例による。

別表(第1条関係)

区分		報酬の額（単位：円）			
		年額	月額	日額	4時間未満の額
監査委員	識見者	28,000			
	議会選出	15,000			
情報公開・個人情報保護審査会	会長	小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）別表第1に規定する情報公開・個人情報保護審査会会長の額			
	委員	小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1に規定する情報公開・個人情報保護審査会委員の額			
その他の特別職の職員で非常勤のもの		予算の範囲内において任命権者が定める額			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定により、昭和48年4月1日からこの条例の施行の日までの間に支払われた旅費については、改正後の条例の規定による旅費の内払とみなす。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月29日条例第4号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月12日条例第2号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月12日条例第4号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月13日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。